家畜保健衛生だより

平成26年度 第10号

韓国で口蹄疫が発生しました!

平成26年12月4日、韓国家畜衛生当局は、忠清北道鎮川(ジンチョン)郡の豚飼育農場において口蹄疫が発生したと発表しました。本年7月23日に3年3か月ぶりに慶尚北道義城(ウィソン)郡の豚飼育農場で発生が確認された後、7月27日に慶尚北道高霊(コリョン)郡、8月6日慶尚南道陜川(ハプチョン)郡で発生が確認されています。

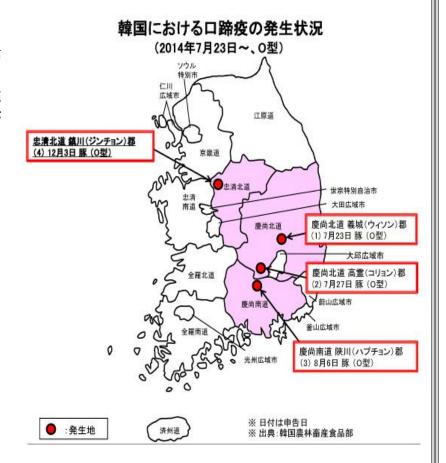
口蹄疫とは?

- ・「口蹄疫ウイルス」によって、牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか、いのしし等が感染します。
- ・突然 40~41℃の発熱、元気消失に陥ると同時に多量の流涎(よだれ)がみられ、ロ、蹄、乳頭等に 水疱やびらんを形成し、食欲不振、跛行(足をひきづる)を呈します。

防疫対策は?

飼養衛生管理基準を遵守し、侵入防 止に努めましょう。

- ・畜舎や器具の清掃・消毒の実施 (消石灰液、炭酸ソーダ液等が 有効です)
- ・衛生管理区域への人や車両の出 入りの制限
- ・畜産物の残さを給与している 場合には、加熱処理の徹底



これから年末年始に向け人や物の移動も多くなります。農場従業員を含め畜産関係者の皆様は、「口蹄疫が発生している国への渡航自粛(裏面に詳細記載)」、「口蹄疫が発生している国の畜産関連施設からの郵便物等の受取りの自粛(裏面に詳細記載)」、「飼養家畜の的確な観察」及び「飼養衛生管理の徹底」等、防疫対策に万全を期されるようお願いします。

TEL: 0463-58-0152 FAX: 0463-58-5679

畜産関係者の海外渡航の自粛等の徹底について

農場の従業員も含め畜産関係者の皆様は、口蹄疫が発生している国への渡航および発生している国の畜産関連施設からの郵便物等の受取りを可能な限り自粛してください。 やむを得ず渡航する場合や郵便物等を受取る場合は下記の点に十分留意するようお願いします。

(平成26年12月8日付け農林水産省消費・安全局長通知より抜粋)

- (1) 渡航に当たっての留意点
 - 農場やと畜場などの畜産関連施設へは立ち入らないこと。
 - ② 肉製品等を持ち帰らないこと。
 - ③ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。
- (2)帰国後の留意点
 - ① 飼養管理基準に基づき、帰国後一週間、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らないこと。
 - ② 海外で使用した衣服および靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること。
- (3) 郵便物、貨物等の受取りに当たっての留意点

農場等の畜産関連施設由来の郵便物等は、衛生管理区域内に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講じること。

<u>飼養している家畜に異状が認められた場合は、</u>直ちに 家畜保健衛生所に連絡してください。